

◎新潟県告示第648号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、新発田市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和2年5月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等	
7月1日（水）	サン・ワークしばた	新発田市全域	
7月2日（木）			
7月3日（金）	新発田市紫雲寺支所		
7月6日（月）	新発田市加治川支所		
7月7日（火）	新発田市菅谷コミュニティセンター		
7月8日（水）	新発田市豊浦地区公民館		
7月9日（木）	新発田市生涯学習センター		
7月10日（金）			
7月13日（月）			
7月14日（火）			
7月15日（水）			
7月16日（木）			
7月17日から令和3年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日を除く。		新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会